

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道、市町村及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、国、道及び町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）及び災害時孤立地区を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道、町及び防災関係機関は、これらの地域における備蓄や資機材の整備、訓練の実施など事前防災に取り組むものとする。（災害危険区域及び災害時孤立地区は「資料編 資料 第10章災害危険箇所」のとおり）

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

1 実施責任者

- (1) 幕別町及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるように努める。
- (2) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (3) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- (4) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

- (5) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における道民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。
- (3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、インターネット、SNS、有線放送施設の活用
- (3) 新聞、広報紙等の活用
- (4) 映画、スライド、ビデオ等の活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (7) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (8) 学校教育の場の活用
- (9) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 幕別町地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般的知識
- (3) 災害の予防措置
- ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得普及
- イ 防災の心得
- ウ 火災予防の心得
- エ 台風襲来時の家庭の安全対策
- オ 農作物の災害予防事前措置

カ その他

(4) 災害の応急措置

- ア 災害対策の組織編成、分掌事項
- イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
- ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔保持の要領
- エ 災害時の心得
 - (ア) 家庭内又は組織内等の連絡体制
 - (イ) 気象情報の種別と対策
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ) 被災世帯の心得

(5) 災害復旧措置

- ア 被災農作物に対する応急措置
- イ その他

(6) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心得等の防災知識の普及に努める。
- (7) 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

余 白

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同で行う防災に関する知識及び技術の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画は、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施する。また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 土砂災害に係る避難訓練
- (3) 消防訓練
- (4) 救難救助訓練
- (5) 情報通信訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 総合訓練
- (8) 防災図上訓練
- (9) 応援・受援訓練
- (10) 防災関連システムの操作習熟訓練
- (11) その他災害に関する訓練

3 防災会議が主唱する訓練

町防災会議及び防災関係機関等は、共同して次の訓練を行うものとする。

- (1) 防災総合訓練
地震・津波災害、風水害、雪害等を想定した応急対策活動を中心に総合的立体的に実施する。
- (2) 災害通信連絡訓練
通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。
- (3) 防災図上訓練
各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

4 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

5 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

6 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

道、町及び関係機関は、災害時において、住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について新物資システム（B-P L o）にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者、女性、子ども向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 備蓄の基本方針

- (1) 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用ミルク、各年代におけるおむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。
- (2) 町は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。
- (3) 本町の備蓄品目及び数量は、想定し得る最大規模の被害想定に基づき災害発生から国、北海道等の救援活動が本格化するまでのおおむね3日間において、必要な品目及び数量を基本目標とする。
- (4) 食料や救援物資等は、町民に対する提供を迅速に行う意味から、物資の分散備蓄を進める。
- (5) 町民の食生活や生活ニーズの多様化に対応するため非常用食料や生活物資等の品目の充実に努める。
- (6) 要配慮者に考慮した備蓄品目の選定及び充実に努める。
- (7) 防災週間や防災関連行事等を通じ、町民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。
合わせて、感染症対策としてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄に努めるよう啓発を行う。
- (8) アレルギー対応食や流動食のほか、熱中症対策に関する品目を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。
- (9) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に災害時孤立地区の備蓄の充実に努めること。
- (10) 備蓄品の状況は、年に1回、広く住民に公表するものとする。

2 防災資機材の整備

道、町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実に努める。町は、非常用発電機の整備のほか、暑熱期や積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、冷暖房器具・燃料等の整備に努める。また、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。

併せて、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努めるものとする。

3 備蓄倉庫等の整備

食料や毛布等の災害救援物資は、被災者への提供を迅速かつ円滑に進めるため、町内3か所の防災備蓄倉庫及び庁舎・支所内の備蓄庫に分散備蓄している。また、生命維持の源である水の確保を確実にするため、町内4か所の指定避難所に耐震性貯水槽を設置している。

- (1) 町は、被災者及び避難者のための食料、飲料水及び毛布等を備蓄する倉庫や、災害発生時に避難所で必要となる防災資機材の保管庫の整備に努める。
備蓄庫は、交通利便性が高く食品を安全に保管できる備蓄拠点として、庁舎や支所に整備を進めるほか、学校等の主要な指定避難所においても、既存の施設及び敷地を積極的に活用するほか、必要な箇所については、新たに備蓄庫を整備し分散備蓄に努める。
 - (2) 防災資機材庫についても備蓄庫と同様に、庁舎、支所及び主要な指定避難所に資機材の保管場所の整備に努める。
 - (3) 水防倉庫については、水防団の活動拠点となる消防署または車両センター等に設置するように整備に努めるものとする。
 - (4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、災害時孤立地区における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。
- ※ 現在の備蓄品の状況及び備蓄場所については、「資料編 資料18-6 幕別町防災備蓄計画」による。

第4節 相互応援(受援)体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援や受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援(受援)体制の整備

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。
- (4) あらかじめ、道や他の市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 道及び町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。
- (2) 道及び町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

- (3) 道及び町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。
- (4) 道及び町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (5) 道及び町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (6) 道及び町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- (7) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。
また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、町は、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震等による災害発生時には、地域住民の安全確認、被害状況または応急救護など速やかな対応が求められるとともに、広範囲、同時多発の火災に伴う避難誘導等が予想される。

この場合、災害時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に要配慮者の安全確認、保護は、震災などの緊急性を考慮すると行政的対応にはおのずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進するための計画は、本計画に定める。その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体と連携し、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、研修の実施等により自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、次のとおりである。

- (1) 災害現場における応急手当と患者の一般搬出に関すること
- (2) 避難所内での手伝い、被災者の世話に関すること
- (3) 義援金品の募集及び整理に関すること
- (4) 本部が行う人員、物資の輸送に関すること
- (5) 災害時の公共施設等の保全に関すること
- (6) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること
- (7) その他、救助活動に必要な事項で本部長が協力を求めた事項

4 組織の規模

自主防災組織を編成する規模は、地域住民が災害時の応急活動または避難行動などを行う場合に相互連携・協力を円滑に行えるよう、町内会単位が適当である。

また、住民の日常生活のつながり、平常時の防災活動の実施、災害時の住民掌握あるいは避難行動を考慮し、それぞれ町が指定した避難所の町内会相互の連携を図るため、避難所地域ごとに「地域防災連絡協議会」を設置する。

5 組織構成

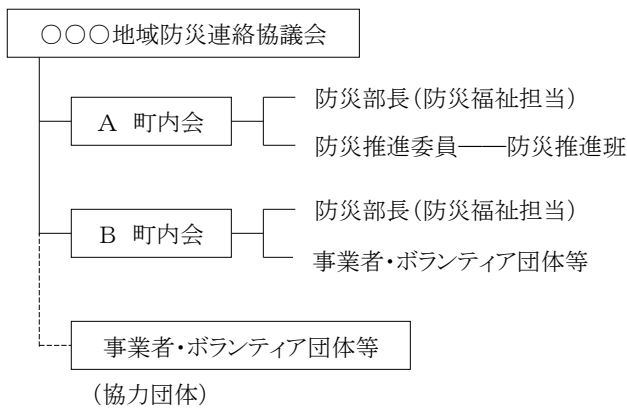
自主防災組織の活動を効果的に行うために、既存の町内会を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にする。

このため、基本的な組織構成として、次のような構成が必要と考えられる。

なお、組織の構成は、民生（児童）委員の協力等を得て、より機動的な組織づくりを推進する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

(例)



- ① 地域防災連絡協議会
 - ・地域内の町内会長等で構成し、防災推進方策の検討、相互連絡調整を行う。
- ② 防災部長（防災福祉担当）
 - ・町内会の防災組織の責任者
 - ・町または本部との連絡調整のための総括者
- ③ 防災推進班
 - ・災害時の町内会等における住民（特に独居老人、障がい者）の安全、被災状況等の掌握並びに救急機関等への通報にあたる。
 - ・日常活動として町内会等住民の防災意識の普及、指導を行う。
- ④ 事業者・ボランティア団体等
 - ・町内会内又は複数の町内会に所在する場合も含め、町内会の地域防災に協力する団体等

6 組織の活動

(1) 地区防災計画

自主防災組織は、災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、町の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定の促進に努めるとともに、個々の住民への計画等の周知徹底を図る。

地区防災計画の作成にあたっては、女性の意見も取り入れるものとする。

災害対策基本法第42条の2第1項に基づき、自助・共助による自発的な防災活動を促進するため、地区居住者等から、防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定める提案（以下「計画提案」という。）が行われた時は、防災会議は、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知するものとする。

(2) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるように実施する。

(エ) 避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

(オ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(カ) 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(3) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

- ・ 連絡をとる防災関係機関
- ・ 防災関係機関との連絡のための手段
- ・ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨、暴風、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム（HUG）北海道2025（D oはぐ）を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市町村等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(4) 避難行動要支援者の援護活動

独居老人、身体障がい者等を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平常時緊急連絡体制が整備されているが、システム上の限界から震災などの大規模災害時には、有線途絶に伴い、活用が不可能となる。

このため、町内会の避難行動要支援者の保護、安全確認は、民生（児童）委員との連携による町内会または自主防災組織等の活動、協力を基本として実施する。また、避難行動要支援者に対する高齢者等避難が発令された場合は、地域住民が一体となって避難にあたる。

- ア 住民の安全確認と保護
- イ 医療手配などの応急対応
- ウ 避難誘導援護

余 白

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (5) 道及び町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (6) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (7) 道及び町は、北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- (8) 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。
- (9) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
- (10) 道と町は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

- (11) 町は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘察し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所（広域避難場所を含む。）として指定する。
 その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。
 また、指定緊急避難場所については、「洪水」「崖崩れ、土石流及び地滑り（以下「土砂災害」という。）」「地震、津波」「大規模な火事」の災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。【収容面積：1.0㎡／人】
- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市町村長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

資料編の次の資料を参照のこと

「資料5-1 指定緊急避難場所」

3 避難所の確保等

- (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所（1次避難所、2次避難所及び福祉避難所。以下「避難場所等」という。）として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

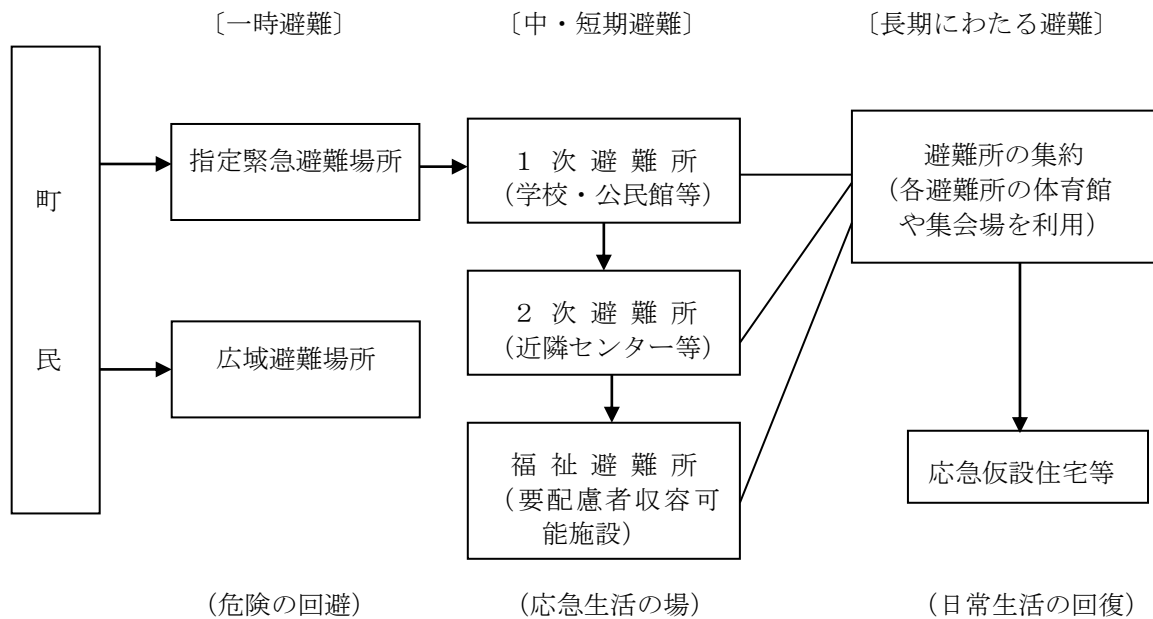
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

- ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
 - エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 町は、指定福祉避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
- ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - イ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
 - ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
 - オ 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。
- (8) 町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についてもあらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (9) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (10) 指定避難所は、次のとおり区分する。また、地域の状況により必要とする場合は、所有者の同意を得て民間施設を指定する。

- ア 1次避難所 原則として耐震性の高い構造の公共構造物（学校、公民館等）を選定し、確保する。また、洪水時の避難所と、地震災害等で使用する避難所と別に選定し、確保する。（「資料編 資料5-2 指定避難所」による。【収容面積：3.5㎡/人】）
- イ 2次避難所 1次避難所が被災を受け、避難所として機能しない場合、または1次避難所の収容能力を超える場合に、2次施設を選定し、確保する。（「資料編 資料5-2 指定避難所」）による。【収容面積：3.5㎡/人】
- ウ 福祉避難所 要配慮者への保健福祉サービスの提供ができるよう避難場所を選定し、確保する。福祉避難所の選定にあたっては、多目的トイレの設置や、バリアフリー化されている収容施設を選定する。（「資料編 資料5-3 福祉避難所（要配慮者収容可能施設）」）による。【収容面積：4.0㎡/人】
- エ 広域一時滞在避難所 大規模災害の場合、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設を選定する。（「資料編 資料5-4 広域一時滞在避難所」）による。【収容面積：3.5㎡/人】

<避難所体系>



(11) 町は、地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めることとする。

4 避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき

区域や避難指示等の判断基準（発令基準）、住民への伝達方法について、日頃から住民等への周知に努め、これらは防災部局以外の職員も含め定期的に確認するものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ・Web ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等の必要となる事項を、あらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮して記載した防災マップ、ハザードマップ・Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び情報共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿（「本章 第7節 要配慮者対応計画」参照）の情報についても、災害対策基本法第49条の11第3項の定めるところにより、避難の支援等に必要範囲において避難支援等関係者等に提供することができる。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 指定避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項

(ア) 給水、給食措置

(イ) 毛布、寝具等の支給

(ウ) 衣料、日用必需品の支給

(エ) 冷暖房及び発電機用燃料の確保

(オ) 負傷者に対する応急救護

(カ) 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備

カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

(ア) 住民の避難状況の把握

(イ) 避難中の秩序保持

(ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

- (ア) 防災行政無線による周知
- (イ) 登録制メール（防災情報メール）、LINE、SNSによる周知
- (ウ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- (エ) 住民組織（町内会等）を通じた広報（電話、FAX、メールにより町内会長へ連絡）
- (オ) 避難誘導者による現地広報
- (カ) テレビ、ラジオによる広報（町の協定及び道の協定の報道機関（※1）に放送要請）
- (キ) インターネットを利用した広報
- (ク) コンビニエンスストアを利用した広報

※1 道の放送機関との協定

- ① 日本放送協会北海道管内担当札幌放送局
- ② 北海道放送株式会社
- ③ 札幌テレビ放送株式会社
- ④ 北海道テレビ放送株式会社
- ⑤ 北海道文化放送株式会社
- ⑥ 株式会社テレビ北海道
- ⑦ 株式会社エフエム北海道
- ⑧ 株式会社エフエム・ノースウエーブ
- ⑨ 株式会社S T Vラジオ

※2 町の放送機関との協定

- ① 株式会社おびひろ市民ラジオ（FM-WING）
- ② 株式会社エフエムおびひろ（FM-JAGA）

ク 要配慮者に配慮した情報伝達は、「本章 第7節 要配慮者対応計画」に定める

(4) 指定緊急避難場所における対応

町は、指定緊急避難場所における避難者支援を適切に行えるよう、避難計画などにおいて、避難者の状況把握方法や指定避難所への移動方法等についてあらかじめ定めるなどし、必要な体制を整備しておくよう努めるものとする。

(5) 避難所運営

避難所運営において、町は、マニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

6 災害時孤立地区対策

道及び市町村は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、不断に更新に努めるものとする。

7 防災上重要な施設の管理等

(1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

イ 経路

ウ 移送の方法

エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ 保健、衛生及び給食等の実施方法

カ 冷暖房及び発電機の燃料確保の方法

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

8 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道および町は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用への配慮するものとする。

余 白

第7節 要配慮者対策計画

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備、制度の周知・啓発等に努める。

1 要配慮者への対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 要配慮者の把握と支援

町内会及び自主防災組織等の防災関係機関並びに福祉関係者等の協力により、地域全体の要配慮者の把握に努め、これらを支援する情報伝達、救助等の体制づくりを目指すものとする。

(2) 防災機器等の整備

地域ぐるみの協力のもとに、要配慮者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。また、要配慮者の対応能力に考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

また、防災情報を迅速にかつ正確に伝達するため希望する世帯に防災行政無線戸別受信機を無償貸与する。

(3) 避難体制の確立

要配慮者に対する避難体制及び誘導等の支援については、「本章 第6節 避難体制整備計画」及び「第5章 第5節 避難対策計画」に基づき、支援するものとする。

また、町は、避難所の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、避難施設の段差の解消、スロープや多目的トイレの設置など利便性の向上及び避難施設の安全性を配慮した整備を推進するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努める。

(4) 防災教育・訓練の充実等

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ア 要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

(ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。

(イ) 災害時に近隣の協力が得られるよう、日頃から呼びかけに努める。

(ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加するよう呼びかける。

イ 地域住民に対する指導・啓発

- (ア) 各地域の自主防災組織等は、地域内の要配慮者への支援体制を平素から整備する。
- (イ) 災害時には、要配慮者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域で実施する防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

(5) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

2 避難行動要支援者への対応

要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難なものであって、円滑、迅速な避難のために、特に支援が必要な者を避難行動要支援者として把握に努め、基本法第49条の10第1項（平成26年4月1日施行）及び国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報保護に留意しながら、自主防災組織や民生委員・児童委員を始めとする関係者と連携して、地域住民等の幅広い協力を得た避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等の環境整備に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者について、要介護者状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲

町が整備する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

- (ア) 介護保険の要支援1・2及び要介護1から5の者
- (イ) 身体障がい者手帳1級又は2級保持者。ただし、聴覚又は平衡機能障がい者及び視覚障がい者は3級まで対象とする。
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳保持者
- (エ) 療育手帳保持者
- (オ) その他、災害時において配慮を必要と認められる者（難病患者等）

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- ① 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合
- ② 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
(生命を維持するために必要な機器利用の有無等)

(2) 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報（要介護認定、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民基本台帳等の情報）によるほか、町で把握していない情報については、必要に応じて道やその他の関係機関に対して要配慮者に関する情報提供を求めることとする。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

ア 町は、災害の発生に備え、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合、条例の定めにより、あらかじめ避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。

なお、避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害時は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

イ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (ア) 幕別消防署
- (イ) 帯広警察署
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 幕別町社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織又は町内会
- (カ) その他避難支援等の実施に携わる関係者

(4) 避難行動要支援者名簿の管理

ア 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿について、防災情報システムにより常時適正な管理が行われるよう徹底する。

災害の規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の更新

町は、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿を防災情報システムにより管理する。名簿情報は毎月更新し、最新の状態を維持する。

ウ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び

避難支援等関係者間で共有するものとする。

町は、避難支援等関係者からの請求があったとき、必要な限度で名簿情報を提供する。

※防災情報システム…避難行動要支援者の名簿情報を管理するシステム（住民基本台帳情報、要介護者状態区分、障害者支援区分情報に連動）

(5) 情報漏えい防止の町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

イ 自主防災組織又は町内会に提供する場合は、他の区域の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。

ウ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

エ 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ厳重なる保管を行うよう指導すること。

オ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。

キ 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を報告させること。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修等を実施し、適正な取り扱いの指導、啓発に努めること。

(6) 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

ア 高齢者等避難の発令・伝達

町は、自然災害発生時に要配慮者が、円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」や「避難注意情報の周知」を適時適切に行い、高齢者等避難や避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を関係機関及び住民その他必要な団体に伝達する。

また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発表及び伝達にあたっては、以下の配慮を行う。

(ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること

(イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

(ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

イ 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メール、登録制メール（防災情報メール）、LINEなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

【情報伝達の例】

- ・聴覚障がい者：FAXによる災害情報配信・聴覚障がい者用情報受信装置
- ・視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- ・その他：メーリングリスト等による送信、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等のインターネットを通じた情報提供

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

したがって、避難行動要支援者には、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。

(8) 個別避難計画の作成

ア 町は、庁内の防災・福祉・保健・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 避難関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

3 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要なる防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防または災害が発生した場合において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にする。

特に、夜間における消防機関等への通報体制や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制確保に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整備する。

(4) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設は、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

4 病院入院患者等の対策

(1) 関係機関が実施する対策

日本赤十字社北海道支部、(一社)北海道医師会、(一社)十勝医師会等は、北海道の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うように指導する。

(2) 医療機関が実施する対策

医療機関は、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、作成するものとする。

また、施設、設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等、緊急時の連絡体制や避難指導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機(器)材等の備蓄等、防災体制の強化を図るものとする。

5 土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者関連施設対策

(1) 要配慮者関連施設への指導

町は、土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(2) 警戒避難体制の確立

土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者関連施設（社会福祉施設、病院等に該当するもののほか、それ以外の類型のものを含む）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

6 外国人に対する対策

道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 北海道外国人相談センター等と連携した多言語による情報発信

7 観光客対策

- (1) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策に努める。

- (2) 観光客への防災情報の提供

町は、避難場所等の標識の適切な配置、コンビニエンスストア、駅、ホテルなど多くの人が集まる場所での情報提供の充実など、地域に不慣れな観光客に対する情報提供体制等の充実を図る。

8 援助活動

要配慮者の早期発見等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

- (1) 町の対策

ア 要配慮者の確認・早期発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

イ 指定避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (ア) 指定避難所への移動
- (イ) 病院への移送
- (ウ) 施設等への緊急入所

ウ 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

エ 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

オ 応援依頼

別表4-7-1 の「要配慮者に配慮すべき対策」に基づいて、関係機関等へ応援を要請して、連携を図る。

別表4-7-1 要配慮者に配慮すべき対策

配慮すべき項目	実施機関	対象者
【避難収容等】 1 要配慮者の状況把握 ・安否確認・保健福祉サービスの有無	町	全要配慮者
2 災害情報及び避難情報（避難指示等）の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達	町、関係機関	全要配慮者
3 避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦等を車両で移送	町、関係機関	全要配慮者
4 指定避難所での生活環境の整備 ・避難施設の整備、段差解消、スロープの配置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、車椅子の確保、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備	町、道、関係機関	全要配慮者
5 情報提供体制の確保 ・文字放送対応テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	町、道、関係機関	高齢者、障がい者、 多国籍人
6 医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ	町、道、関係機関、 医療機関、社会福祉施設等	傷病者、高齢者、障がい者、 幼児、児童
7 応急仮設住宅等の確保 ・高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居	町、道	傷病者、高齢者、障がい者、 幼児、児童
【生活必需品等】 1 要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品）等の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、 幼児、児童
【保健衛生、感染症予防等】 1 心身両面の健康管理 ・メンタルケア・巡回健康相談等の実施	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、 幼児、児童
2 保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、 幼児、児童
【ライフライン等】 1 医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・労働力の確保等	町、道、関係機関、 医療機関、社会福祉施設等	入院患者、入所者等
【広域相互応援等】	町、道、関係機関、 医療機関、社会福	全要配慮者

<p>1 応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交代方法等の調整 <p>人 員 医師、看護師、保健師、助産師、介護員、 社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者、 外国語通訳等</p> <p>車 両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車</p> <p>資機（器）材 医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援物資等の集積方法等の調整 <p>2 受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等 	<p>社施設等</p>	
---	-------------	--

余 白

第8節 平時の情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。

1 防災会議構成機関

- (1) 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め防災会議会長に報告するものとする。
- (2) 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、地域防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- (3) 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。
また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

2 町及び防災関係機関

- (1) 町は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、十勝総合振興局長へ災害情報を報告する体制を平時から確保するよう努めるものとする。体制の確保に当たっては、防災担当部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的実施することとする。
- (2) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- (3) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話、衛星インターネット等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道、町、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。
非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
- (4) 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。
なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数個所の選定に努めるものとする。

3 各種防災関連システムの利活用等

町は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の参加や実施に努めるものとする。その際、防災部局以外の職員も含め、複数の職員がシステムへ入力できる体制を整備するよう留意することとする。

4 通信施設被害防止対策

通信施設に被害が生じた場合、又は通信の大混乱により通信が途絶するような場合のため、次の防止対策を実施するとともに、緊急応急措置を実施する。

- (1) 施設の耐震化
建物、無線鉄塔、交換機等の通信施設・設備は震度7までの耐震及び耐火設計構造とする。

(2) 予防措置計画

- ア 町内のN T T交換所を相互につなぐ中継ケーブルは複数ルートに分散し、一つのルートが被災した場合でも他のルートによって通信を確保する。
- イ 町外通話は町外交換機が被災した場合のため、複数の町外交換機を分散設置し、全回線の不通を防止する。
- ウ 災害時における防災関係機関の救助、復旧活動等に必要な重要通信を確保するため、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、一般回線の利用制限を行う。
優先確保回線：防災関係機関、学校・病院等の公共機関、公衆電話

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項は、本計画に定める。

1 建築物防災の現状

本町においても、人口及び産業の都市部への集中がみられ、都市における災害の危険性は増大している。

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域、準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講じる。

(1) 防火地域

本町では指定なし。

(2) 準防火地域

地 区 名	町 名	用 途 地 域
幕 別 地 区	本町及び錦町の一部	商業地域、近隣商業地域
札 内 地 区	札内中央町、札内青葉町、札内豊町、札内暁町のそれぞれ一部	商業地域、近隣商業地域

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

(1) 町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

(2) 国、道及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

余 白

第10節 消防計画

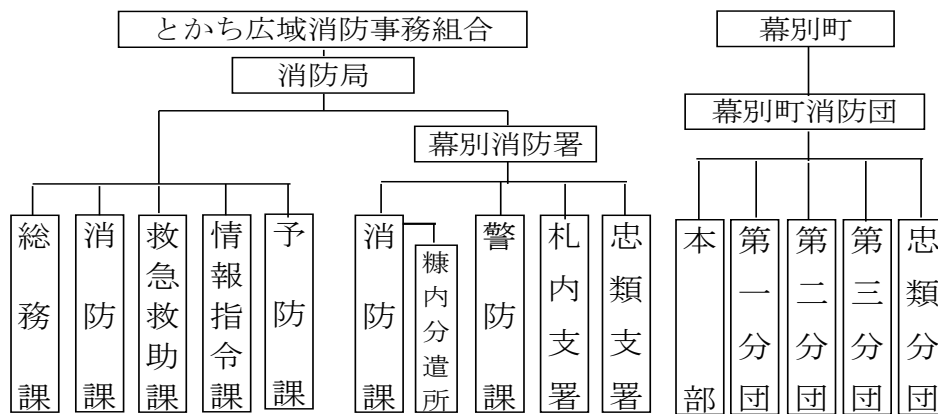
この計画は、消防機関がその任務を十分に果たすため、火災その他の大規模災害に対処して迅速かつ効果的に活動できるよう組織及び運営等の方法を定めることを目的とし、この計画に定めるもののほか詳細事項については、とちち広域消防事務組合が規定する消防計画（以下「組合計画」という。）の定めるところによる。

1 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うための機構は、とちち広域消防事務組合消防局の組織に関する規則（平成28年組合規則第4号）、とちち広域消防事務組合消防署の組織に関する規程（平成28年組合訓令第1号）、幕別町消防団条例（平成27年条例第31号）の定めるところによる。

組織図は、次のとおりとする。



(2) 非常時の組織機構

非常時の消防機関は、災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防隊を編成し、事務分掌は組合計画の定めるところによる。

(3) 非常時の定義

非常時とは、原則として全職員及び団員を召集し、又は応援協定の組合消防にも応援を求めなければならないような災害等で、次に掲げる場合をいう。

ア 異常気象により災害が発生し、又は発生するおそれが大きいとき。

イ 地震により家屋等の倒壊のため人的被害が大のとき又は火災が発生したとき。

ウ 大規模な爆発又は危険物による災害その他大規模な事故が発生したとき、又は発生が予想されるとき。

エ 災害対策本部が設置されたとき。

オ その他、指揮本部長が必要と認めたとき。

2 消防力の整備計画

この計画は、町の消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）等に準拠して予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

現有消防施設の状況は、次のとおり

- 資料編 「資料1 2-1 消防署及び消防団の現況」
- 「資料1 2-2 消防水利の現況」
- 「資料1 2-3 消防車両等の配置状況」
- 「資料1 2-4 消防用機器及び資材保有状況」
- 「資料1 2-5 水防資機材の現況」

3 調査計画

大規模な火災等が発生した場合に、消防機関が適正に防御活動を行うことができるよう地理、建物、水利等について、次の区分により調査を行うものとする。

(1) 警防調査

地形、道路、建物、危険物施設等について行う調査

(2) 水利調査

消火栓、防火水槽、井戸等の消防水利について行う調査

4 災害予防計画

災害を未然に防止するため、予防査察、消防用設備等、防火管理体制及び住民の自主的予防の徹底した指導を図り、防災思想の普及に努めるものとする。

(1) 予防査察

予防査察については、多数の者が出入りする防火対象物及び避難行動要支援者世帯を含めた一般住宅の防火診断等を計画的に実施して、予防対策の万全な指導を図るものとする。

(2) 防災思想の普及

ア 諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、各事業所に対する防災に関する研修会及び消防訓練の指導並びに防火チラシ、ポスター等の防火資料を配布して防火思想の普及徹底に努める。

イ 民間防火組織による普及

町内会又は自主防災組織、職域自衛消防組織等の結成促進を図り、さらに危険物安全協会、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の結成促進を通じ積極的に防火思想の普及拡大に努める。

ウ 防火組織の育成指導

各防火協力団体に対して研修会、講習会、防火映画の開催、消火・避難の訓練、指導等防火組織の育成強化に努める。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会等を通じて防火・防災思想の向上とその対策を推進する。

(3) 建築確認の同意

消防法第7条に基づく建築物同意に付随して不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図るものとする。

5 警報発令伝達

(1) 火災警報発令条件

とちち広域消防局幕別消防署長は、消防法第22条第2項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、組合計画に基づいて火災に関する警報を発令することができる。

ア 実効湿度が72 パーセント以下にして、最小湿度が45 パーセント以下となり、最大風速毎秒7メートル以上のとき。

イ 平均風速毎秒10メートルの風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

ウ 気象警報が発令され、現にその状況が火災予防上必要と認めたとき。

(2) 警報の伝達及び周知

火災警報を発令した場合の伝達及び周知の方法は、組合計画に基づき行うものとする。

(3) 解除

とちち広域消防局幕別消防署長は、気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除しなければならない。

6 警防活動

火災等の警戒及び鎮圧のため、おおむね次の警防活動を行う。

(1) 消防職員、消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職・団員を召集して、消防隊を編成し、消防力の強化を図る。また、火災等の出動は、とちち広域消防局警防規程（平成28年組合訓令第5号）に定める出動区分によるものとする。

(2) 救助及び救急活動

災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送するための活動は、とちち広域消防局警防規程（平成28年組合訓令第5号）の定めるところによる。また、救助、救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに、警察、医師会等との連携を図り救助救急活動の万全を期する。

資料編 「資料16-1 1-1 災害時の医療救護活動に関する協定書」 平成3年4月1日締結

(3) 避難誘導

住民及び罹災者等の避難誘導等は、組合計画に基づくものとする。

(4) 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害の防止に努める。

7 消防応援出動

(1) 緊急消防援助隊運用要綱に基づく応援

(2) 北海道広域消防相互応援協定に基づく応援

(資料編 「資料 1 5-2 北海道広域消防相互応援協定」)

8 教育訓練

消防職員及び消防団員は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の拡充強化とともに、消防職員及び消防団員の資質と能力の向上を図り、学術、技能の修得、体力、気力の練成、規律を保持し、能率的な防災活動を遂行でき得るようにするため、教育訓練を計画的に実施するものとする。

第11節 水害予防計画

洪水やその他による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するための組織並びに活動は、本計画に定める。なお、水防法に基づく「水防計画」は、本計画とは別に定めるものである。

1 水防の責務

水防法に定める水防に係る機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は、次のとおりとする。

(1) 幕別町（水防管理団体）の責務

町は、水防法第3条¹の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

(2) 北海道（十勝総合振興局、帯広建設管理部）

ア 道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努める。

イ 知事（総合振興局長）は、水防法に基づき指定した河川の気象庁と共同で発表する洪水予報等、及び北海道開発局長が発表する洪水予報等の通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等にその内容を通知する。

(3) 北海道開発局（帯広開発建設部）

ア 河川法第22条に基づく洪水時等における緊急措置をとる。

イ 北海道開発局長（帯広開発建設部長）は、水防法に基づき指定した河川の気象庁と共同で発表する洪水予報等について、知事及び水防管理者（町長）にその内容を速やかに通知するものとする。

(4) 居住者等の義務

町の区域内に居住する者または水防の現場にある者は、水防管理者（町長）、消防機関の長（消防署長）から、水防に従事することを求められたときは、これに従う。

2 雨量、水位観測所

町の区域内に設置された、雨量、水位観測所からの情報を的確に把握し、迅速な水防活動を行う。なお、相当の雨量があると認めるときは、帯広開発建設部、帯広建設管理部と連絡をとり、その状況を把握し、「図表4-1-1 雨量水位観測通報系統図」により関係機関に通報する。

雨量観測所及び水位観測所については、「資料編 資料2-5 雨量・水位・地震観測所 1 雨量観測所 2 水位観測所」による。

【川の防災情報】

雨量、河川水位の観測値は次に表すアドレスで閲覧できる。

国土交通省「川の防災情報」

<https://www.river.go.jp/>

¹ 水防法第3条:市町村は、その区域における水防を十分果たすべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

国土交通省 市町村向け「川の防災情報」

<https://city.river.go.jp/>

(注：ID・パスワードによる利用)

3 気象警報等の伝達

水防活動用気象警報等を住民に伝達する場合は、「第3章 第3節 気象業務に関する計画」による。また、忠類地域については、防災行政無線等を利用して、水防活動用気象警報等を住民に伝達する。

4 水防用資機材の備蓄

町は水防用資機材を備蓄するとともに、不足が生じたときは必要に応じ、調達する。

5 非常監視及び警戒

町は、水防管理者が非常配備を指令したときは、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡する。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 裏のりの漏水または飽水による亀裂及びびがけ崩れ
- (2) 表のりで水当たりの強い場所の亀裂及びびがけ崩れ
- (3) 天端の亀裂または沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門・樋管の両そでまたは底部よりの漏水ととびらの締まり具合
- (6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付け部分の異常
- (7) ため池等は、(1)から(6)までのほか、次の事項について注意する。

- ア 取入口閉塞の状況
- イ 流域の山崩れの状況
- ウ 流入水及び浮遊物の状況
- エ 余水土及び放水路付近の状況
- オ 重ね池の場合の上部ため池の状況

6 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し的確に作業を実施する。

水防工法の種類は、別に定める。

7 水防信号

水防信号については、「資料編 資料2-1 防災に関するサイレン信号等 1 水防信号」による。

8 浸水想定区域

浸水想定区域内については、「資料編 資料10-1 浸水想定区域図」による。

また、浸水想定区域内において、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水時の指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者利用施設は、資料編「資料5-1 指定緊急避難場所」、「資料5-2 指定避難所」、「資料5-6 要配慮者利用施設一覧表」、「資料5-7 浸水区域内要配慮者利用施設一覧表」による。

なお、浸水想定区域、情報伝達方法、避難場所、並びに要配慮者が利用する施設の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

9 報 告

(1) 水防報告

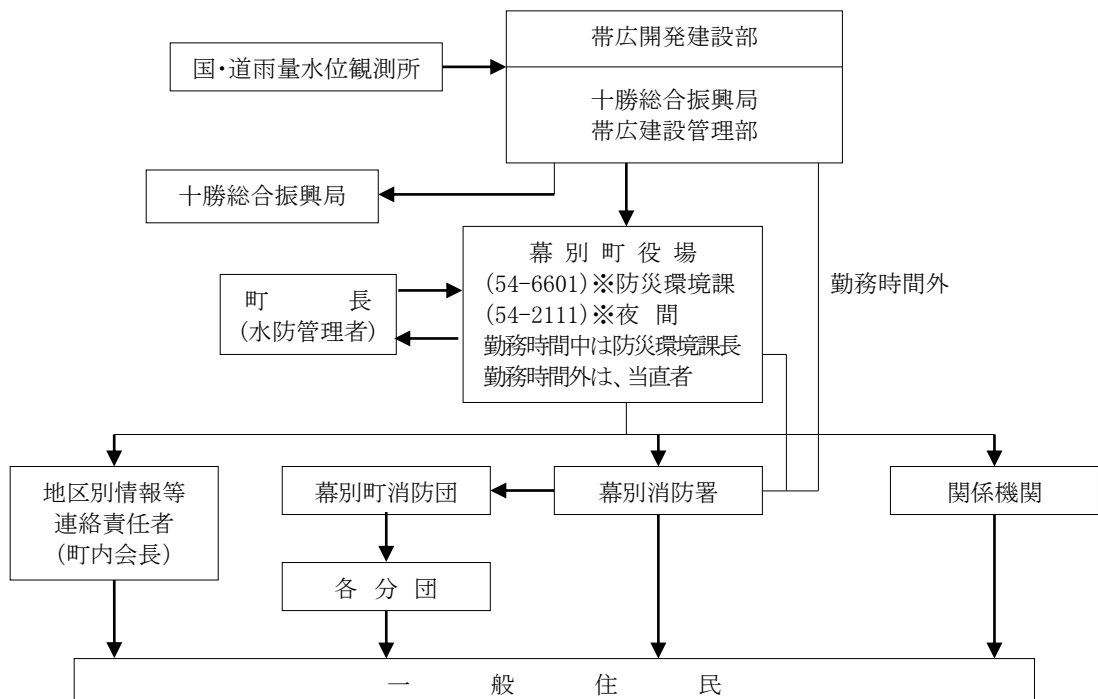
町長は、次に定める事態が発生したときは、速やかに十勝総合振興局長に報告する。

- ア 消防機関を出動させたいとき
- イ 他の水防管理団体に応援を要請したいとき
- ウ その他必要と認める事態が発生したとき

(2) 水防活動実施報告

水防活動を実施したときは、当該活動の終了した日の属する月の翌月の5日までに「様式4-1-1 水防活動実施報告書」により、活動状況を十勝総合振興局に報告する。

図表4-11-1 雨量水位観測通報系統図



様式4-11-1 水防活動実施報告書

<水防活動実施報告書>

(市町村名)

区分	水防活動延人員	使用資材費			備考
		主要資材	その他の資材	計	
水防管理団体分前回迄	人	円	円	円	
月分					
累計					

(作成要領)

1. 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。
3. 「その他の資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

(参考) 十勝川水系洪水予報

水防法第12条第1項²の規定に基づく洪水予報指定河川として平成4年3月27日に十勝川水系が指定される。(国土交通省及び気象庁が共同して行う洪水警報を行う河川)

(注) 平成4年3月27日北海道開発局帯広開発建設部と釧路地方気象台と関係協定及び実施要領を締結

(1) 予報の種類と発表基準

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。

² 水防法第12条第1項:都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

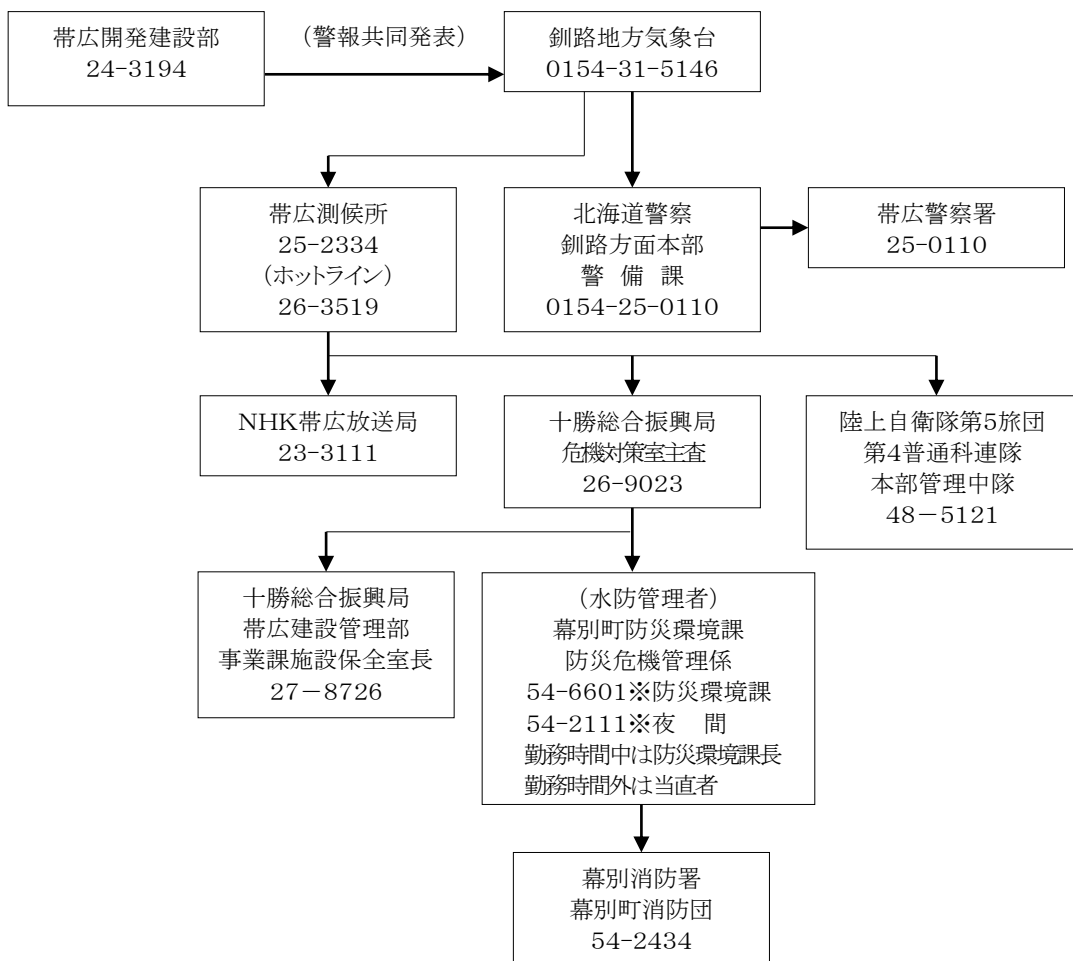
(2) 洪水予報の伝達

次に示す「図表4-1-2 十勝川洪水予報の伝達系統図」のとおり。

(3) 予報文

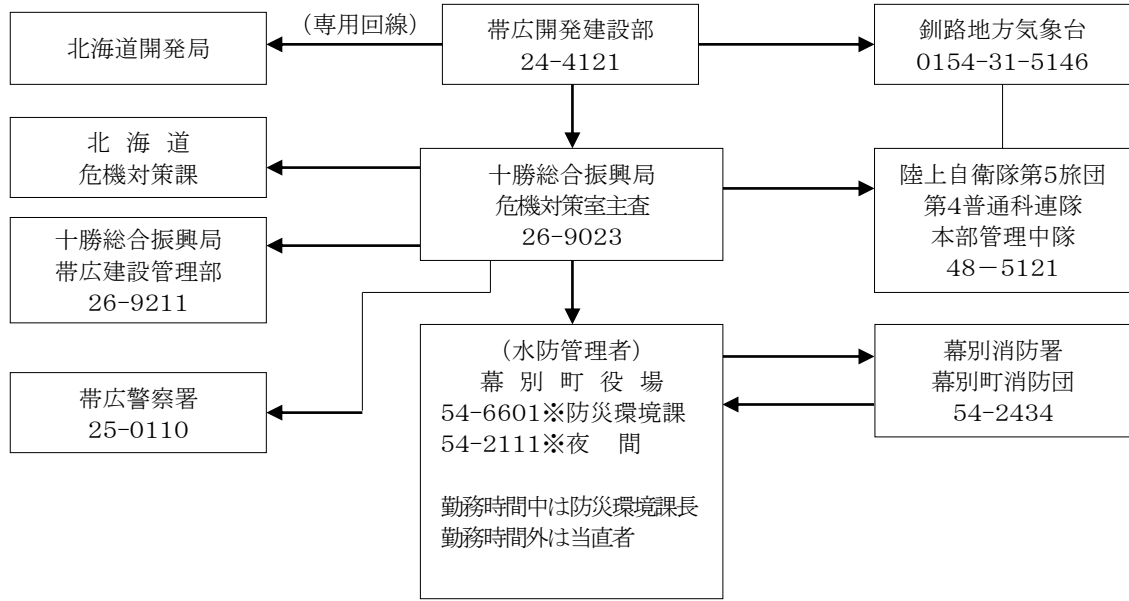
予報文は標題、発表官署名、発表年月日時分、主文、現況文、予報文をもって構成する。発表形式は、別に定める。

図表4-11-2 十勝川洪水予報の伝達系統図



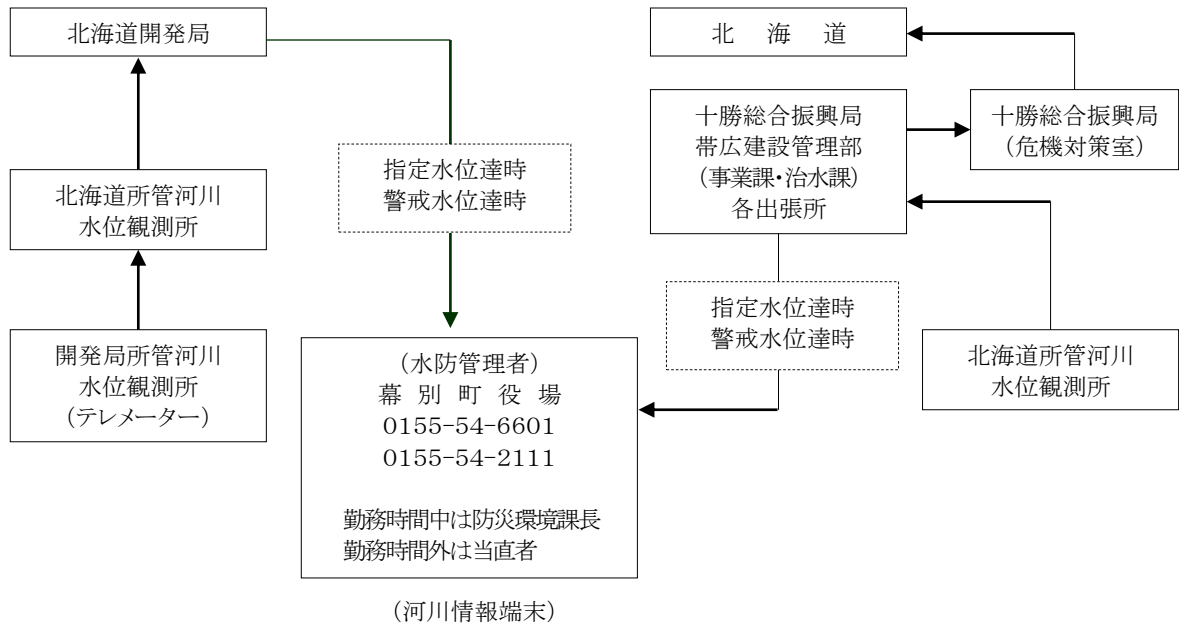
「資料編 資料2-3 水防法に基づく注意・警報等」参照

図表4-11-3 水防警報伝達系統図

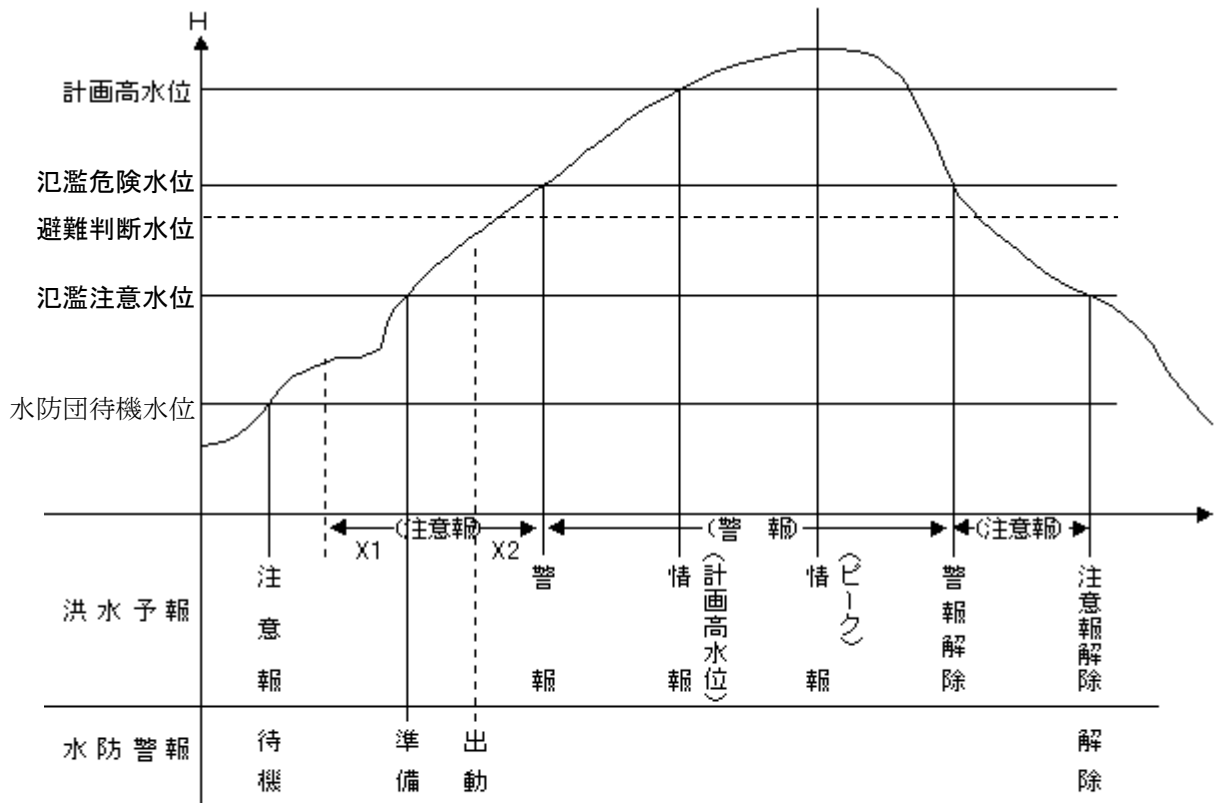


「資料編 資料2-3 水防法に基づく注意・警報等」参照

図表4-11-4 水防通報伝達系統図



図表4-11-5 水防警報の運用基準



※(X1)時間は、消防機関の長へ「待機」の連絡が届くまでの伝達時間 + 消防機関の長が詰所まで移動する時間に、ある程度の余裕を持たせた時間。

※(X2)時間は、消防機関の長へ「出動」の連絡が届くまでの伝達時間 + 消防機関が出動し、その受け持ち区間の最高点までの到達時間に、ある程度の余裕を持たせた時間。

余 白

第12節 風害予防計画

本町は一般的に風の弱い地域であるが、台風時の強風や悪天候時には、農作物の倒壊、街路樹の倒木等による被害が発生することがある。特に農作物については、強風により作物に被害を与えるだけでなく、農地を乾燥し、風による土壌浸食すなわち風食を生ずる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされて、やせ地になったり、飛土が作物を埋没させたりして被害を与える。

このため、風害による公共施設、農耕地、農作物の予防計画については、本計画に定める。

1. 街路樹、公園樹木の対策

(1) 夏期剪定の実施

台風時期前に、風害を受けやすい街路樹や、公園樹木について剪定を実施し、風害を最小限度にするように努める。

(2) 支柱補強の実施

植栽後、根の不安定な樹種等に対し、台風時期前に支柱の補強を実施する等、倒伏の予防に努める。

2. 農作物の対策

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の成育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

3. 家屋等の倒壊防止対策

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

4. 保安林等の整備

農用地の風害等の防止のため、保安林及び耕地防風林の整備・拡充を推進する。

5. 重要施設の安全性向上

学校や医療機関等の応急対策上、重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

余 白

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により、予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画に定める。

また、道、町及び防災関係機関は、「資料編 資料9-1 北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、次の区分により実施分担する。

- (1) 国道路線の除雪は、帯広開発建設部が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、帯広建設管理部が行う。
- (3) 町道路線の除雪は、町（土木班）が行う。
- (4) 鉄道路線の除雪は、北海道旅客鉄道（株）（以下「JR」という。）が行う。
- (5) 道路除雪に関わる各機関の除雪作業の基準は、次のとおりとする。

ア 北海道開発局（帯広開発建設部）

種 類	除 雪 目 標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、交通を安全に確保する。
第2種	2車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	1車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。

イ 北海道（帯広建設管理部）

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は、交通を確保する。 ・異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	<ul style="list-style-type: none"> ・2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 ・異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	<ul style="list-style-type: none"> ・2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることも止むを得ないものとする。

ウ 幕別町

「資料9-3 町道除雪作業基準」のとおりとする。

エ JR

雪害による列車ダイヤに支障をきたさないように除雪に努めるものとする。

2 異常降雪時における除雪

異常降雪時は、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除(排)雪計画に基づいて主要幹線より順次除(排)雪を実施する。また、異常降雪時の除(排)雪作業に備えて、除雪機械の整備点検について除雪委託業者と十分打ち合わせを行う。

3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、特に次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通の支障のない場所を選定するものとする。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設けるなど、交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分に協議の上決定するものとし、投下の際には溢水災害等の防止に努めなければならない。

4 通信施設の雪害防止対策

通信施設の雪害防止及び電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、N T T 東日本株式会社北海道東支店は、施設の改善、応急対策の強化等を講じると共に通信施設の整備点検を行う。

5 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社道東統括支店は、送電線の冠雪、着氷雪対策を講じ、必要に応じて特別巡視等を行う。

6 積雪時における消防対策

消防水利は、消防活動に支障のないよう消防署（団）員により除雪を行う。

7 なだれ防止対策

関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれの発生が予想される箇所に防止柵の設置を行い、また、標示板等により住民への周知を図る対策を講ずる。

8 警戒体制

各関係機関は、気象官署の発表する特別警報・警報・注意報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入る。

(1) 本部の設置

町長は、災害対策本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めるときは、本部を設置する。

ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき

イ 雪害による交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき

9 雪害発生時の対策

町は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 雪害発生時に適切な避難情報（避難指示等）の発令ができるように平時から準備しておくものとする。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えるものとする。
- (3) 暴風雪時における災害対策の体系については、道路交通管理協議会¹が定める「幹線道路通行止時の連絡網図」により行うものとし、住民が雪に閉じ込められ、道路除雪が必要な時には、別に定める「要救助者救助フロー図」により町、消防及び委託業者と連携しながら救助活動を行う。

¹ 道路交通管理協議会は、地域の特性創意を生かし、関係行政機関の連絡体制を密にし、交通事故の抑止、快適な道づくりのための、基本方針を定め事業の円滑化を図ることを目的として、次の構成員により組織されている。

構成員：帯広開発建設部、帯広警察署、十勝総合振興局帯広建設管理部、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、幕別町、芽室町、中札内村

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害は、水防計画に定めるほか、本計画に定める。

また、道、町及び防災関係機関は、「資料編 資料9-2 北海道融雪災害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

1 気象状況の把握

本部情報連絡室庶務班は、融雪期において関係機関の水防警報により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況または降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及び雪崩、地すべり、がけ崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

- (1) 町（土木班）及び消防署は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行う。
- (2) 町（土木班）は、関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業（「本章第11節 水害予防計画」参照）及び救助救出方法（「第5章 第6節 救助救出計画」参照）等を事前に検討する。
- (3) 町（土木班）は、雪崩、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水路等が著しく狭められ被害発生が予想される場合、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図る。
- (4) 町（水道班）は、融雪出水前に公共下水道の整備及び清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに、樋門、樋管等の操作、整備点検を実施するものとする。

3 道路の除雪

道路管理者は、雪崩、積雪、結氷等により道路交通が阻害されるおそれがある場合、道路の除雪、結氷の破砕等、障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図る。

道路管理者は、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

また、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、パトロールを行うものとし、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

4 避難体制等の整備

災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立するとともに、融雪災害時に適切な避難情報（避難指示等）の発令ができるようにしておく必要があり、それらの対策については、「第5章 第5節 避難対策計画」によるものとする。

5 水防資機材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的に実施するため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、幕別消防署等の関係機関及び資機材持ち業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図る。

6 住民に対する水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪水に際し、住民の十分な協力を得られるよう水防思想の普及徹底に努める。

余 白

第15節 土砂災害の予防計画

本計画は、地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所における土砂災害を防止するため、関係機関と連携して危険箇所を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、住民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

1 土砂災害警戒区域等の周知

町は、防災関係機関等と連携して、土砂災害警戒区域等の実態把握に努め、地域住民に周知する。
 (「資料編 資料10-5 土砂災害警戒区域等の指定箇所」参照)
 また、地域住民は土砂災害警戒区域等及び警戒避難に関する知識を深める。

2 土砂災害警戒区域等の警戒体制

町は、異常降雨及び降雪により土砂災害が予想される場合、地域住民及び関係機関と協力して、危険箇所の監視及び巡回等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。
 警戒体制をとるべき時期については、「第3章第2節 幕別町災害対策本部」別表3-2-2 幕別町職員災害非常配備体制表の第1次警戒体制及び第2次警戒体制による。
 また、土砂災害警戒区域等の避難対策は、「第5章第5節 避難対策計画」の定めによる。

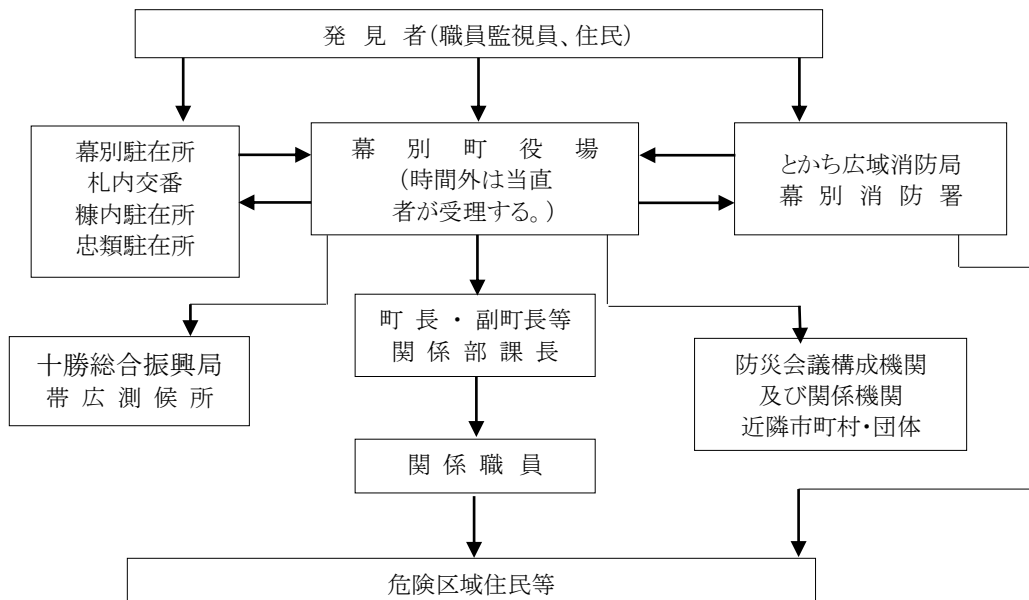
3 気象警報等の把握

「第3章第3節 気象業務に関する計画」の定めによる。

4 土砂災害警戒区域等の情報収集・伝達

(1) 土砂災害情報等の収集

別図4-15-1 土砂災害情報等の収集の流れ

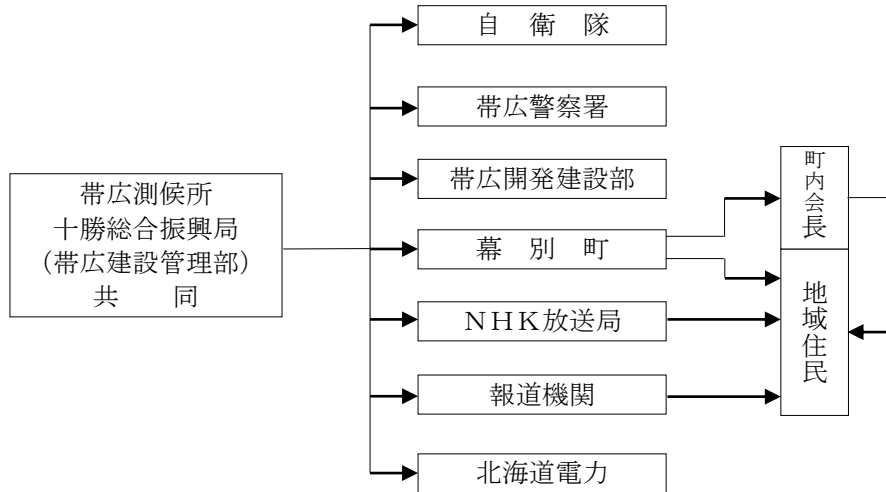


※情報を収集すべき危険箇所

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(「資料編 資料10-5 土砂災害警戒区域等の指定箇所」参照)

(2) 土砂災害警戒情報等の伝達

別図 4-15-2 土砂災害警戒情報伝達の流れ



5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定を受けた土砂災害警戒区域等については、前述に記載するほか、次により警戒体制の強化を図るものとする。

(1) 土砂災害警戒区域等の指定区域

「資料編 資料10-5」のとおり

(2) 土砂災害警戒区域等における避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準については、「第5章第5節 避難対策計画」の定めによる。

(3) 要配慮者への支援

土砂災害警戒区域内に避難行動要支援者となる要配慮者利用施設はないが、要配慮者への支援については、「第7節 要配慮者対策計画」の定めによる。

(4) 避難指示等の発令対象区域

土砂災害の危険が高まった場合の避難指示等の発令対象区域は、「資料5-2 指定避難所」に記載の対象町内会とする。

なお、土砂災害警戒区域等に位置する公共施設は、糠内中学校、農業者トレーニングセンター、旧古舞小学校、まなびや中里、葬斎場が該当する。

(5) 避難所の開設、運営

ア 指定緊急避難場所

土砂災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先として、緊急に一時避難できる場所として、指定緊急避難場所を開設する。（「資料編 資料5-1 指定緊急避難場所」参照）

イ 指定避難所

土砂災害等によって住居を失い、または居住することが不可能と認められる者を一定期間収

容する施設として、指定避難所を開設する。（「資料編 資料5-2 指定避難所」参照）

ウ 土砂災害時の避難所の開設・運営については、「第5章第5節 避難対策計画」の定めによる。

6 土砂災害防止対策

- (1) 町及び関係機関は、それぞれの所轄区域の保全及び安全を確保するため、土砂災害警戒区域等に防止柵の設置を行い、また、表示板等により住民への周知を図る対策を講ずる。
- (2) 町は、土砂災害が予想される区域に対して、危険区域の指定及び土砂災害防止工事が早期に実施されるよう道に要請していく。

7 防災意識の向上

- (1) 土砂災害警戒区域等、洪水浸水想定区域、指定避難所、平時からの備え、その他避難情報等の入手方法などを記載したハザードマップを全世帯に配布し、住民の土砂災害に対する知識や認識の向上を図る。
- (2) 土砂災害警戒区域等の前兆現象を早期発見するため、日頃から職員が巡視するとともに、危険箇所住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）や河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

余 白

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定避難所、避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。

このため、積雪・寒冷期における災害の軽減を図る対策は、本計画に定める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「資料編 資料9－1 北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱第9に基づき、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難情報（避難指示等）の発令ができるようにしておくこと。
- (2) 積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策等の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、北海道開発局、北海道及び町の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

- (ア) 道路管理者は、国道、道道及び町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- (イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- (ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。
- (イ) 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

ウ 雪上交通手段の確保

関係市町村及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

道及び町は、住宅の耐震性を確保し、屋根荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所及び避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所及び避難路の確保に努める。

(3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

5 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対し防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難になることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のため長期対策を考慮する。

(2) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

町は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

(3) 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

町は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討をすすめ、改善に努める。

6 スキー客に対する計画

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊等により多数の客の被災が懸

念されることから、施設管理者は、施設の避難計画等を定めておくとともに、その計画に基づいた防災訓練等を実施し、スキー場利用客の安全対策を図るものとする。

余 白

第17節 複合災害に関する計画

町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。（第2節第6再掲）
- (3) 町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

余 白

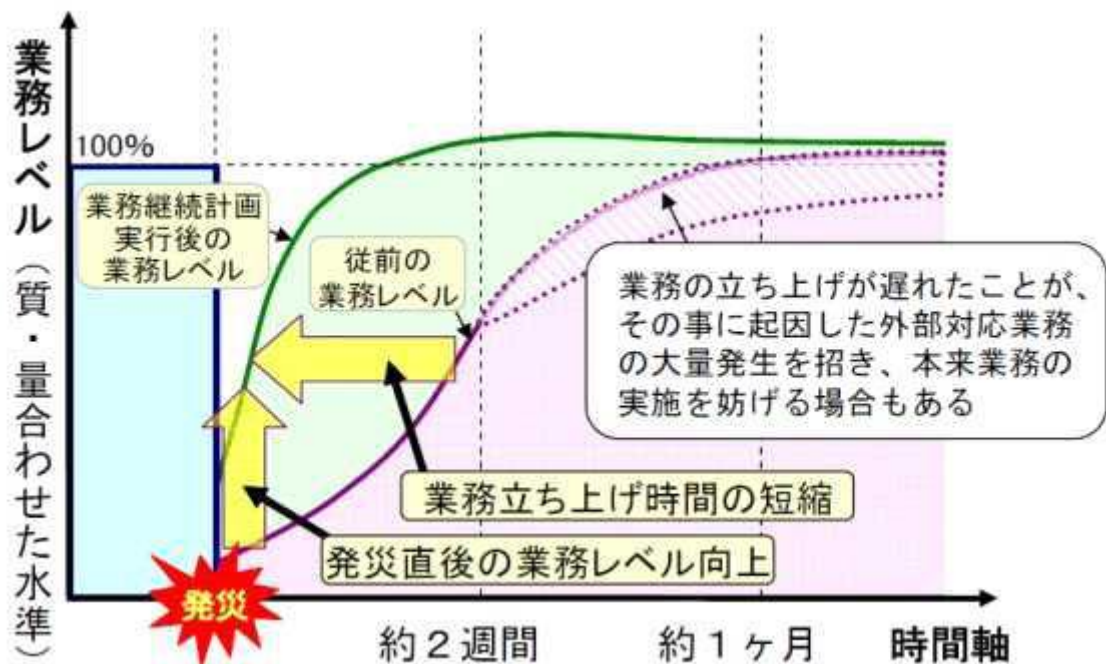
第18節 業務継続計画の策定

町は災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP: Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要因の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

（参考）「資料編18-1 幕別町災害時業務継続計画」



2 業務継続計画(BCP)の策定

(1) 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業

務の整理について定めておくものとする。

(参考) 「資料編18-1 幕別町災害時業務継続計画」

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害対策の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。